早月川沿岸土地改良区入札心得 (予定価格事前公表実施工事)

(趣旨)

第1条 この土地改良区が発注する建設工事(以下「工事」という。)のうち 予定価格を入札執行前に公表する工事に係る競争入札を行う場合の取扱 いについては、早月川沿岸土地改良区工事執行規程(以下「規程」とい う。)、その他法令に定めるもののほか、この心得(以下「心得」とい う。)の定めるところによるものとする。

(入札等)

- 第2条 入札参加者は、契約書案、心得、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)公告を熟覧し、並びに暴力団排除に関する誓約事項 (別添 I)を承諾のうえ、入札しなければならない。 ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札日の2日前までの間において、関係職員の説明を求めることができる。
 - 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入 札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければな らない。
 - 3 入札者(予定価格 500 万円以上に限る)は、入札時に入札金額の根拠 となる積算内訳書を入札書に同封して提出しなければならない。
 - 4 前項により提出された積算内訳書は、当該工事の契約によって生じる 権利または義務に影響を及ぼさないものとする。
 - 5 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換えまたは撤回することができない。
 - 6 指定した場所及び時刻までに投函または提出しなかった場合は、棄権 したものとする。
 - 7 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
 - 8 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を 持参させなければならない。
 - 9 入札参加者は、規程第5条第 I 項の規定に該当する者を入札の代理人 とすることができない。
 - 10 入札参加者以外の入札室への立ち入りは、事務局長が特別に許可する者を除き、禁止する。

(入札の辞退)

- 第3条 入札参加者は、入札執行日前日までの間は、いつでも入札を辞退することができる。
 - 2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (I) 入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札の参加に ついて不利益な 取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律 第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行 為を行ってはならない。
 - 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格 を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穏の行動をなし、または関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(無効の入札)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証 明書の添付のない入札または当該納付額が不足する入札
 - (3) 契約に関する規則第23条第1号に規定する入札保証保険契約を 締結し、入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保 険証券の入札金額を超える入札
 - (4) 記名押印のない入札または入札金額を訂正し、その箇所に押印の

ない入札

- (5) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札または2人以上の 入札者の代理を兼ね てした者の入札
- (7) 必要な記載事項を確認できない入札
- (8) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札または入札に際し、不正の行為があったと認められる入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 予定価格を超える入札
- (11) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (12) 積算内訳書を提出しない者のした入札
- (13) 第9条第2項の規定による調査に協力しなかった者のした入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、心得に定められた入札に関する事項 に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのう え行うものとする。

(入札回数)

第8条 入札回数は | 回とする。

(落札者の決定)

- 第9条 入札を行った者のうち、予定価格に対し、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲以内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - 2 前項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが あるかどうかに ついての調査を要する価格で入札を行った者は、別に 定めるところにより行う当該調査に協力しなければならない。
 - 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合において

は、直ちに当該入札をなした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(契約の締結)

- 第10条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日(早月 川沿岸土地改良区規約第 32 条第2号に規定する休日(この項において 「休日」という。)を除く。)以内に契約を締結しなければならない。 ただし、請負代 金額が500万円未満の場合、5日(休日を除く。)以内 に契約を締結しなければならない。
 - 2 落札者は、請負代金額が500万円以上の場合、この契約の締結と同時 に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提 供、金融機関または保証事業会社の保証をもって納付に代えることがで きる。
 - 3 前項本文の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券による保証を付 し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。
 - 4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額は、請 負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
 - 5 落札者が第 | 項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者 としての権利を 失うものとする。
 - 6 落札者が契約を締結するまでの間に、早月川沿岸土地改良区から入札 参加者の資格制限または指名停止を受けた場合は、契約をしない場合が ある。

(異議の申立)

第11条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(別添 I)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人であれば私)は、下記のいずれにも該当しません。また、当該 契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、、またはこの誓約に反したことにより、当方が不 利益を被ることになっても、一切申し立てません。

以上のことについて入札書の提出をもって誓約します。

記

- I 法人等(個人、法人または団体)の役員等(幸甚である場合はその者、法人である場合はその役員または支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等mその他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が暴力団またはは暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団維持、運営の協力し、若しくは関与し ている
- 4 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している